



ごみの資源化と排出の抑制にご協力をお願いします

# 10月1日から不燃ごみ・粗大ごみの有料化を実施します

## 町のごみ減量の現状

図1 町のごみの収集量



※平成18年度中に可燃ごみの有料化を実施

図2 収集したごみの内訳

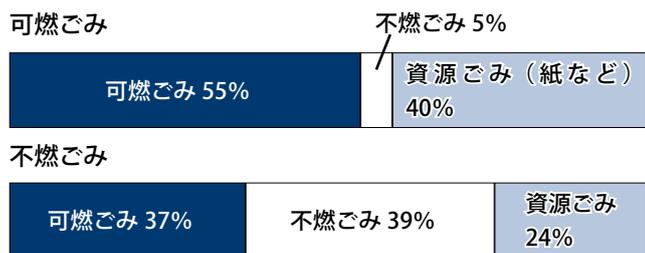
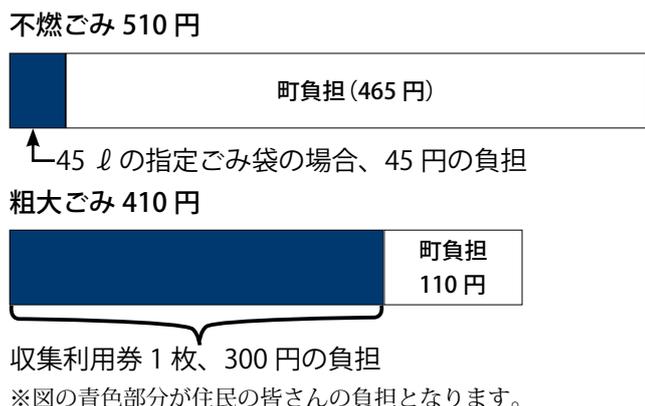


図3 ごみ処理にかかる費用 (10kgあたり)



収集利用券1枚、300円の負担  
※図の青色部分が住民の皆さんの負担となります。

図4 県内市町村の有料化の状況 (本町を除く38市町村)



この度、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保と排出の抑制を図るため、不燃ごみ・粗大ごみの有料化を実施します。(不燃ごみ・粗大ごみの処理費用は図3のとおりです)

**不燃ごみ・粗大ごみの有料化**  
収集したごみには、資源ごみが含まれており(図2参照)、まだまだ分別の余地があります。家庭で、きちんと分別することで、さらに3Rの推進が期待されます。

### 収集したごみの内訳を調べてみました

ごみを資源として再び利用する(正しくごみを分別する・ごみを再利用した製品の活用)ことです。ごみを限りなく少なくし、資源を有効に繰り返し使う、循環型社会の形成を目指すことで、ごみの焼却や埋立処分による自然環境への負荷を極力減らしています。

3Rとは、ごみ減量の取り組みの

### 循環型社会の形成を目指し、3Rの実践

り、当初のごみ処理基本計画の目標を達成することができました。以降、平成26年度まで減量を維持しています。

ことで、①リデュース(発生抑制)、②リユース(再利用)、③リサイクル(再生利用)の3つの頭文字を表しています。

ごみの排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保と、排出の抑制を図るため、10月1日から不燃ごみ・粗大ごみの有料化を実施します。

今月号では、有料化に伴うごみの出し方の変更点や、自治会代表者への説明会の内容をご紹介します。  
☎ 清掃工場(環境管理課) ☎ 33・5003 / ☎ 33・2762

## ごみの出し方が変わります

粗大ごみはリクエスト（申し込み予約）方式になります

### 採用した理由

高齢社会が進む中で、集積場が遠く粗大ごみの運搬が大変な人や、集積場まで重くて運べない、運ぶ手段がないなど、生活弱者となる人たちから要望があり、このような状況を解消するため、電話やFAXでお申し込みいただき、門口まで収集に伺うリクエスト方式を採用しました。

※集積場へは原則出せません。

### 採用のメリット

従来までは、2ヵ月に一回の粗大ごみの収集でしたが、毎週水曜日にリクエスト方式で収集しますので、早期に処分できるようになります。

### 粗大ごみの出し方

軒先・玄関口など、通行の妨げにならない場所に出してください。

近隣の人や自治会の協力を得られる場合は、必ず管理者の了解を得たうえで出してください。

### 可燃ごみ・不燃ごみとの分別

可燃用指定ごみ袋 木製、プラスチック製などの可燃物

不燃用指定ごみ袋 金属製、陶器製などの不燃物

### 指定ごみ袋に入らないもの

粗大ごみとして扱い、粗大ごみ収集利用券を貼り付け、清掃工場へ収集のリクエストしてください。

### ごみの分別方法の変更点

本町の資源ごみの分別収集は、カン・びん・ペットボトル・古新聞・紙パック・ダンボール・古雑誌・古着を実施しています。

そして10月から、ミックスペーパー・有害ごみ・使用済み小型家電を分別区分に追加します。

※詳しくは、今月号の折込チラシをご覧ください。

### 清掃工場へごみを持ち込まれる人へ

平日の午後1時から4時まで受け付けています。料金は10kgにつき50円です。

### 販売価格

#### 可燃用指定ごみ袋

大きさ	販売単位	価格
20リットル用	10枚1セット	200円
30リットル用	10枚1セット	300円
45リットル用	10枚1セット	450円

#### 不燃用指定ごみ袋

大きさ	販売単位	価格
30リットル用	10枚1セット	300円
45リットル用	10枚1セット	450円

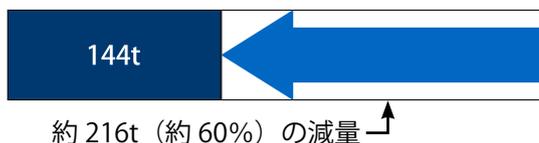
粗大ごみ収集利用券(1枚) 300円

図5 有料化後のごみの減少量(予測)

不燃ごみ 430t



粗大ごみ 360t



これを契機に、排出者のごみに対する関心を深め、最終的にごみ総量の抑制が図られるものと考えています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

**今後の取り組み**

他市町村の実績を参考にすると、町での粗大ごみの減量率は6割と見込んでいます。(図5参照)

今後も、ごみへの関心を更に高めていただくために、ごみの発生状況や減量化効果、リサイクルの推進状況などについて検証し、広報紙やホームページに公表します。



質問	回答
家の前の道が狭いのですが、どのようにして収集に来ますか。	ダンプで入れない道は軽ダンプや台車などを用いて収集します。
粗大ごみのリクエストで、一度に出せる品数はいくつですか。	5点までとします。(5枚の収集利用券が必要です)
粗大ごみ収集利用券の貼り換え対策はありますか。	収集利用券は一度はがすと元の形状には戻らず、貼った跡が残るようになっていきます。また、収集利用券に付いている整理番号と物品を照合したうえで収集します。
一枚の収集利用券で、出すことのできる品目の一覧がありますが、該当するものはすべて粗大ごみとしてリクエストする必要がありますか。	指定ごみ袋(可燃・不燃)に入るものは、袋に入れて可燃ごみまたは不燃ごみとして出すことができます。物品を分解・裁断などをしたうえで袋に入れていただいても構いません。
粗大ごみの収集時に立ち会いは必要ですか。	不要です。玄関から外に出す必要がある場合などは、立ち合いが必要です。
粗大ごみの収集後は、ガラス片などの散らかしがないようにしてほしい。	注意をして収集します。物品によっては、ガムテープやひもで可動部分を固定するなど、持ち運びが容易になるようご協力をお願いします。
現在マンションに住んでいますが、粗大ごみはどこに出したらいいですか。	マンションやアパートで2階以上にお住まいの人は、1階まで粗大ごみを降ろしてください。管理人に粗大ごみの出す場所を確認したうえで出してください。
使用済み小型家電(携帯電話やデジタルカメラなど)の収集目的は何ですか。	レアメタルの再資源化を目的としています。
使用済み小型家電の収集ボックスを増設してほしい。	公共的な施設などで今後検討していきます。
有料化後も、ソファやベットの本体からスプリングを外す必要はありますか。	従来どおり、スプリングは外してください。スプリングも合わせて1点として収集します。
警報発令時などの収集はどうなりますか。	収集職員がけがを負う危険性や、ごみが散乱するおそれがある場合は収集しません。
清掃工場へのごみ(可燃・不燃・粗大)の持ち込みは有料ですか。	料金は10kgごとに50円です。平日の午後1時から4時まで受け付けています。
太い木は、清掃工場で処理できないのですか。	長さ1m、太さ5cm以内であれば清掃工場でも処理できますが、それより大きいものは処理できません。処理業者へ依頼してください。
集積場に多くの粗大ごみが出されています。粗大ごみのかけこみ対策として、通常の収集日とは別に臨時に収集する日はありますか。	収集カレンダーの指定日以外に、8・9月に臨時収集日を設けます。通常2カ月に1回の収集日ですが、臨時収集日により毎月の収集となります。

## 不法投棄に対する窓口を一本化します

不燃ごみ・粗大ごみ有料化の実施に伴い、不法投棄に対する窓口を一本化します。この窓口一本化後の連絡先は、清掃工場となります。

不法投棄物を発見された時は、直接、清掃工場へ連絡してください。連絡を受けると、その後の手続きは清掃工場が適切に対応します。また、不法投棄防止対策として、啓発看板の設置やパトロールなどの強化を図っていきます。



## 自治会代表者への説明会での主な質問と回答を報告します

不燃ごみ・粗大ごみの有料化についての説明会を6月27日から7月4日まで実施しました。説明会での主な質問と回答を報告します。

質問	回答
有料化に至った経緯は？	本町のごみ処理基本計画や環境省の指針、更には県内市町村の動向や、本町のごみの資源化・減量化の推移を踏まえ、導入に至りました。
町議会での有料化の手続きは？	平成27年3月の定例会に、有料化のための条例改正を提案し議決されています。
不法投棄の窓口はどこですか。	不法投棄を発見された場合は、清掃工場へ連絡してください。
不法投棄について、町はどのように対応しますか。	パトロールの強化は、県や警察と連携しながら取り組んでいきます。不法投棄が発見された場合は、警察などの関係機関へ連絡のうえ、住民などに注意喚起を図る貼り紙などで啓発します。
不燃用指定ごみ袋の強度は高くなっていますか。	可燃用指定ごみ袋とは違う材質を用いて強度を高めています。先の尖ったごみが混じっていないければ、10kg程度の重量に耐えられます。
不燃ごみを一旦指定袋以外の袋に入れ、それを更に指定袋に入れた状態で出してもいいですか。	ガラス片や刃物などの危険なものが含まれていないか確認する必要があります。袋の中身が見える状態で出してください。
不燃ごみ袋に、テレビやパソコンなどを入れて出すことはできますか。	家電リサイクル法やパソコンリサイクル法の関係により町では収集できませんので、処理業者へ依頼をしてください。
粗大ごみ収集利用券の料金について、大きさや重さで分けなかった理由は何ですか。	利用する人の利便性を考えました。大きさや重さにより料金に差をつけると、収集時に料金不足で収集できないことが考えられますので、一律にしました。
収集利用券を粗大ごみに貼って家の前に出せば、収集してもらえますか。	清掃工場に電話かFAXでリクエストをしてください。収集日や収集場所を調整し、水曜日に収集します。(水曜日が休日の場合は、翌週の水曜日になります)
粗大ごみのリクエストについて、FAXで申し込む場合の様式はありますか。	ホームページに掲載します。また、FAX用の様式は、9月号広報に折り込みます。
粗大ごみについては原則として家の前に出すこととなりますが、集積場に出し続ける住民がいるかもしれません。町としてはどのような対応を考えていますか。	町でポスターを作成し、集積場などへ粗大ごみを出せないことを周知します。また、出された粗大ごみに貼り紙などをして、注意喚起を図ります。

### 粗大ごみのリクエストの手順

収集の手順は次のとおりです。

- ① 収集利用券（1枚300円）を購入してください。
- ② 清掃工場へ電話かFAXで申し込み予約をしてください。
- ③ 収集日の水曜日に、収集利用券を貼り付けた粗大ごみを家の前に出してください。(一回のリクエストで5点まで、品数分の収集利用券が必要です)
- ④ 粗大ごみを収集に伺います。



**販売場所** 現在、可燃用指定ごみ袋を販売している店舗（一部店舗を除きます）で販売します。  
※別紙、折込チラシをご覧ください。

**注意** 指定ごみ袋（可燃・不燃）に入らないものを粗大ごみとして出してください。

**問・申込** 清掃工場（☎ 33-5003 / FAX 33-2762）